川崎市上下水道局公告第95号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8年 11月 10日

川崎市上下水道事業管理者　池 之 上　健 一

（案件１）

競争入札に付する事項	件　　名	長沢浄水場　雨水調整池返送ポンプ２号更新工事
	履行場所	川崎市多摩区三田５－１－１（長沢浄水場内）
	履行期間	契約の日から令和１０年３月３１日まで
参加資格	（１）川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （２）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （３）次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 （４）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （５）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 （６）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 （７）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 （８）機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 （９）主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒２１０－８５７７川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　０４４－２００－２１００	
入札日時等	令和８年１２月２日　午後２時３０分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

（案件２）

競争入札に付する事項	件　　名	戸手地区ほか下水枝線第２３号工事
	履行場所	川崎市幸区戸手１丁目、下平間地内ほか
	履行期間	契約の日から２６５日間
参加資格	（１）川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （２）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （３）次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア　令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※　上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 （４）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （５）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 （６）令和７・８年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が５０点以上であること。 （７）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 （８）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 （９）土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 （10）監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第２６条第３項ただし書及び同項第２号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が１億円未満（建築一式工事については２億円未満）の工事については２現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒２１０－８５７７川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号　０４４－２００－２０９９
入札日時等	令和８年１２月７日　午後１時３０分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。